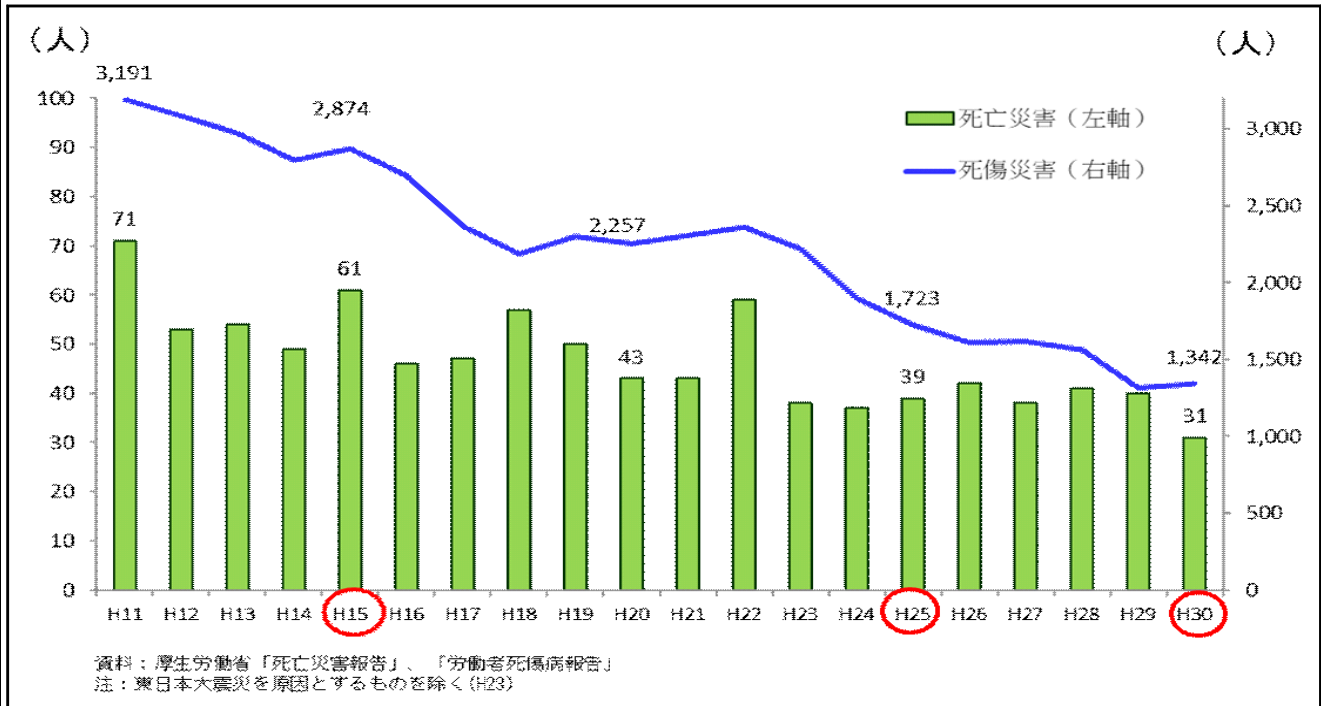


林業安全コラム

身につけた
基本動作が 身を守る
(林災防2019年度労働安全標語)

○平成30年の林業労働災害発生状況（確定値）について

平成30年の労働災害発生状況（確定値）は、死亡者数は31人で前年に比べ9人（22.5%）減少する一方、死傷者数は1,342人で、前年より28名（2.1%）増加となりました。



林業における労働災害の状況は、死亡災害と休業4日以上死傷災害ともに、15年前の平成15年から半減し、5年前の平成25年から2割減少するなど、労働安全対策の一定の成果は出てきつつあると考えてますが、林業は急傾斜地など多様な作業環境の中でチェーンソー等の刃物を使用し、重量物である木材を扱う危険な業種であるため、労働災害発生率は全産業の中で最も高く（悪く）、全産業平均の10倍となっています。まだまだ取り組みが必要な状況です。労働安全対策を一層進めていきましょう。

林業の死傷年千人率 (A) H30(22.4)、H29(32.9)、H25(28.7)、H15(29.7)

全産業の死傷年千人率 (B) H30(2.3)、H29(2.2)、H25(2.3)、H15(2.6)

林業は全産業の何倍か (A/B) H30(9.7)、H29(15.0)、H25(12.5)、H15(11.4)

注：年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)

○労働安全衛生規則一部改正の施行まであと2ヶ月です。

受け口を作るべき対象が胸高直径20cm以上への拡大や、事業者はチェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者は当該保護衣を着用すること等の規制強化の施行は本年8月1日からですが、施行前からの安全対策をお願いします。(改正の内容は厚生労働省のホームページのパンフレットをご確認下さい。: <https://www.mhlw.go.jp/content/000490976.pdf>)

林業死亡労働災害多発警報発令状況：北海道（発令期間：R元.5.16～R元.8.31）

・一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・林退共制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

・労働安全指導者による安全診断が費用負担なしに受診できます。

(お問い合わせ：全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局)

TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-osei.org

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629